

第8回四日市市・楠町合併協議会

会 議 資 料

日時 平成16年3月9日(火)午後2時から
会場 楠町民福社会館 1階ホール

第 8 回四日市市・楠町合併協議会次第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 協議事項

協議第 38 号	新市建設計画について	1
協議第 46 号	組織機構の取扱いについて	2
協議第 47 号	自治会等の取扱いについて	11
協議第 48 号	平成 1 6 年度四日市市・楠町合併協議会事業計画について	13
協議第 49 号	平成 1 6 年度四日市市・楠町合併協議会予算について	15

(2) 次回 (第 9 回会議) 提案事項

協議第 7 号	合併の期日について	18
協議第 50 号	特別職の身分の取扱いについて	20
協議第 51 号	議員の定数及び任期の取扱いについて	24
協議第 52 号	地域審議会の取扱いについて	28

4 その他

・次回協議会について

日時 平成 1 6 年 3 月 3 0 日 (火) 1 3 時 3 0 分から

会場 本町プラザ

5 閉 会

(1) 協 議 事 項

協議第 38 号

新市建設計画について

新市建設計画について、別紙「四日市市・楠町新市建設計画」のとおり協議する。

平成 16 年 3 月 9 日提出

四日市市・楠町合併協議会
会長 井上 哲夫

組織機構の取扱いについて

組織機構の取扱いについて次のとおり承認を求める。

平成16年3月9日提出

四日市市・楠町合併協議会
会長 井上哲夫

2

協定項目	組織機構の取扱い
調整の内容	<p>1 組織機構については、住民サービスの低下を招かないよう十分配慮しつつ、次の方針に基づき整備するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 住民に分かりやすく、利用しやすいもの(2) 行政課題に迅速かつ的確に対応できるもの(3) 簡素で効率的なもの(4) 責任の所在が明確なもの <p>2 楠町に置かれている行政委員会及び附属機関等は廃止するものとする。ただし、合併後の附属機関等の委員構成については、必要に応じて適切な措置を講じるものとする。</p>

[協議第 4 6 号参考資料]

協 定 項 目	組織機構の取扱い	関 係 項 目	組織機構	
現		況		
四 日 市 市		桶 町		
<p><市長> <助役></p> <ul style="list-style-type: none"> 市長公室 …… 秘書課、政策課、広報情報課、国際課、IT推進課、東京事務所、合併推進室 総務部 …… 総務課、人事課、管財課、防災対策課、調達契約課、検査室、人権センター、職員研修所 財政部 …… 財政経営課、納税課、市民税課、資産税課 市民部 …… 市民生活課、女性課、市民課、保険年金課、地区市民センター（23ヶ所）、あさけプラザ 保健福祉部 …… 同和課、保健福祉課、保護課、児童福祉課、介護・高齢福祉課、障害福祉課、保健センター 商工農水部 …… 商工課、農林水産課、農村整備課、事業課、農業センター 環境部 …… 環境保全課、生活排水施設課、生活環境課 都市整備部 …… 都市計画課、建築開発課、道路整備課、市街地整備課、公園・河川課、管理課、用地課、営繕工務課、市営住宅課 下水道部 …… 下水管理課、下水建設課、下水施設課 市立四日市病院 …… 総務課、医事課 <p><収入役> 収入役室</p> <ul style="list-style-type: none"> 消防本部 …… 総務課、消防救急課、予防保安課 <ul style="list-style-type: none"> 消防署 …… 中消防署、北消防署、南消防署 水道局 …… 総務課、料金課、給水課、水源課、建設課、検査監 教育委員会 <教育長> …… 教育総務課、教育施設課、生涯学習課、文化課、スポーツ課、図書館、博物館、少年自然の家、学校教育課、人権・同和教育課、指導課、教育センター 議会事務局 …… 議事課 		<p><町長> <助役></p> <ul style="list-style-type: none"> 企画課 …… 企画係、秘書 <ul style="list-style-type: none"> 合併推進室 …… 合併推進係 総務課 …… 行政係、財政係、消防防災係 税務課 …… 税政係、資産税係 町民課 …… 町民係、保険年金係、介護保険係 健康福祉課 …… 福祉係、健康係 生活環境課 …… 生活環境係 産業建設課 …… 農水係、商工係、建設係 下水道課 …… 下水道係 <p><収入役> 出納室 …… 出納係</p> <p>水道課 …… 水道係</p> <p>教育委員会 <教育長></p> <ul style="list-style-type: none"> 学校教育課 …… 学校教育係、学校給食係 生涯学習課 …… 社会教育係、スポーツ振興係 <p>議会事務局</p>		備 考

[協議第46号参考資料]

総務部会

現 況		備 考
四 日 市 市	楠 町	
<行政委員会> 教育委員会 選挙管理委員会 監査委員 公平委員会 農業委員会 固定資産評価審査委員会	<行政委員会> 教育委員会 選挙管理委員会 監査委員 公平委員会 農業委員会 固定資産評価審査委員会	

〔協議第46号参考資料〕

協 定 項 目	組織機構の取扱い	関 係 項 目	行政委員会																																																																
現 況		備 考																																																																	
四 日 市 市		楠 町																																																																	
<p>教育委員会</p> <p>〔委員長職及び職務代理者職 1年〕</p> <table border="1" data-bbox="398 416 840 711"> <tr> <td>委員長</td> <td>H12,12,25 ~ H16,12,24 委員長職の任期 H15,10,11 ~ H16,10,10</td> </tr> <tr> <td>職務代理者 (第1順位)</td> <td>H15,3,23 ~ H19,3,22 職務代理者職の任期 H15,10,11 ~ H16,10,10</td> </tr> <tr> <td>職務代理者 (第2順位)</td> <td>H13,9,29 ~ H17,9,28 職務代理者職の任期 H15,10,11 ~ H16,10,10</td> </tr> <tr> <td>委 員 (2人)</td> <td>H13,10,6 ~ H17,10,5 H15,11,20 ~ H19,11,19</td> </tr> </table> <p>選挙管理委員会</p> <p>〔委員長任期4年〕</p> <table border="1" data-bbox="398 759 840 903"> <tr> <td>委員長</td> <td>H13,3,28 ~ H17,3,27</td> </tr> <tr> <td>職務代理者</td> <td>H13,3,28 ~ H17,3,27</td> </tr> <tr> <td>委 員 (2人)</td> <td>H13,3,28 ~ H17,3,27</td> </tr> <tr> <td>補 充 員 (4人)</td> <td>H13,3,28 ~ H17,3,27</td> </tr> </table> <p>監査委員</p> <p>〔委員長任期4年〕</p> <table border="1" data-bbox="398 967 840 1062"> <tr> <td>代表監査委員</td> <td>H13,12,25 ~ H17,12,24</td> </tr> <tr> <td>識者監査委員</td> <td>H14,12,21 ~ H18,12,20</td> </tr> <tr> <td>議会選出委員 (2人)</td> <td>H15,5,16 ~ H16,5,15 H15,5,16 ~ H17,5,15</td> </tr> </table> <p>公平委員会</p> <p>〔委員長任期4年〕</p> <table border="1" data-bbox="398 1102 840 1174"> <tr> <td>委員長</td> <td>H15,10,11 ~ H19,10,10</td> </tr> <tr> <td>職務代理者</td> <td>H13,12,23 ~ H17,12,22</td> </tr> <tr> <td>委 員</td> <td>H13,12,23 ~ H17,12,22</td> </tr> </table> <p>固定資産評価審査委員会</p> <p>〔委員長任期3年 委員長職及び職務代理者職 1年〕</p> <table border="1" data-bbox="398 1230 840 1390"> <tr> <td>委員長</td> <td>H15,6,25 ~ H18,6,24 委員長職の任期 H15,6,25 ~ H16,6,24</td> </tr> <tr> <td>職務代理者</td> <td>H13,12,23 ~ H16,12,22 職務代理者職の任期 H15,6,25 ~ H16,6,24</td> </tr> <tr> <td>委 員</td> <td>H13,3,29 ~ H16,3,28</td> </tr> </table>	委員長	H12,12,25 ~ H16,12,24 委員長職の任期 H15,10,11 ~ H16,10,10	職務代理者 (第1順位)	H15,3,23 ~ H19,3,22 職務代理者職の任期 H15,10,11 ~ H16,10,10	職務代理者 (第2順位)	H13,9,29 ~ H17,9,28 職務代理者職の任期 H15,10,11 ~ H16,10,10	委 員 (2人)	H13,10,6 ~ H17,10,5 H15,11,20 ~ H19,11,19	委員長	H13,3,28 ~ H17,3,27	職務代理者	H13,3,28 ~ H17,3,27	委 員 (2人)	H13,3,28 ~ H17,3,27	補 充 員 (4人)	H13,3,28 ~ H17,3,27	代表監査委員	H13,12,25 ~ H17,12,24	識者監査委員	H14,12,21 ~ H18,12,20	議会選出委員 (2人)	H15,5,16 ~ H16,5,15 H15,5,16 ~ H17,5,15	委員長	H15,10,11 ~ H19,10,10	職務代理者	H13,12,23 ~ H17,12,22	委 員	H13,12,23 ~ H17,12,22	委員長	H15,6,25 ~ H18,6,24 委員長職の任期 H15,6,25 ~ H16,6,24	職務代理者	H13,12,23 ~ H16,12,22 職務代理者職の任期 H15,6,25 ~ H16,6,24	委 員	H13,3,29 ~ H16,3,28		<p>教育委員会</p> <p>〔委員長任期4年〕</p> <p>〔委員長職及び職務代理者職 1年〕</p> <table border="1" data-bbox="1099 416 1541 663"> <tr> <td>委員長</td> <td>H13,10,1 ~ H17,9,30 委員長職の任期 H15,10,1 ~ H16,9,30</td> </tr> <tr> <td>職務代理者</td> <td>H12,10,1 ~ H16,9,30 職務代理者職の任期 H15,10,1 ~ H16,9,30</td> </tr> <tr> <td>委 員 (3人)</td> <td>H15,10,1 ~ H19,9,30 H15,10,1 ~ H16,10,18 H14,10,1 ~ H18,9,30</td> </tr> </table> <p>選挙管理委員会</p> <p>〔委員長任期4年〕</p> <table border="1" data-bbox="1099 711 1541 855"> <tr> <td>委員長</td> <td>H14,12,24 ~ H18,12,23</td> </tr> <tr> <td>職務代理者</td> <td>H14,12,24 ~ H18,12,23</td> </tr> <tr> <td>委 員 (2人)</td> <td>H14,12,24 ~ H18,12,23</td> </tr> <tr> <td>補 充 員 (4人)</td> <td>H14,12,24 ~ H18,12,23</td> </tr> </table> <p>監査委員</p> <p>〔委員長任期4年〕</p> <table border="1" data-bbox="1099 927 1541 1015"> <tr> <td>代表監査委員</td> <td>H13,9,22 ~ H17,9,21</td> </tr> <tr> <td>議会選出委員</td> <td>H15,5,1 ~ H17,4,29</td> </tr> </table> <p>公平委員会</p> <p>〔委員長任期4年〕</p> <table border="1" data-bbox="1099 1078 1541 1150"> <tr> <td>委員長</td> <td>H15,8,13 ~ H19,8,12</td> </tr> <tr> <td>職務代理者</td> <td>H14,8,12 ~ H18,8,11</td> </tr> <tr> <td>委 員</td> <td>H13,8,12 ~ H17,8,11</td> </tr> </table> <p>固定資産評価審査委員会</p> <p>〔委員長任期3年 委員長職及び職務代理者職 1年〕</p> <table border="1" data-bbox="1099 1214 1541 1366"> <tr> <td>委員長</td> <td>H15,8,12 ~ H18,8,11 委員長職の任期 H15,8,12 ~ H16,8,11</td> </tr> <tr> <td>職務代理者</td> <td>H14,7,7 ~ H17,7,6 職務代理者職の任期 H15,8,12 ~ H16,8,11</td> </tr> <tr> <td>委 員</td> <td>H15,4,10 ~ H18,4,9</td> </tr> </table>	委員長	H13,10,1 ~ H17,9,30 委員長職の任期 H15,10,1 ~ H16,9,30	職務代理者	H12,10,1 ~ H16,9,30 職務代理者職の任期 H15,10,1 ~ H16,9,30	委 員 (3人)	H15,10,1 ~ H19,9,30 H15,10,1 ~ H16,10,18 H14,10,1 ~ H18,9,30	委員長	H14,12,24 ~ H18,12,23	職務代理者	H14,12,24 ~ H18,12,23	委 員 (2人)	H14,12,24 ~ H18,12,23	補 充 員 (4人)	H14,12,24 ~ H18,12,23	代表監査委員	H13,9,22 ~ H17,9,21	議会選出委員	H15,5,1 ~ H17,4,29	委員長	H15,8,13 ~ H19,8,12	職務代理者	H14,8,12 ~ H18,8,11	委 員	H13,8,12 ~ H17,8,11	委員長	H15,8,12 ~ H18,8,11 委員長職の任期 H15,8,12 ~ H16,8,11	職務代理者	H14,7,7 ~ H17,7,6 職務代理者職の任期 H15,8,12 ~ H16,8,11	委 員	H15,4,10 ~ H18,4,9	<p>農業委員会委員については、協議第17号「農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」において協議済</p>
委員長	H12,12,25 ~ H16,12,24 委員長職の任期 H15,10,11 ~ H16,10,10																																																																		
職務代理者 (第1順位)	H15,3,23 ~ H19,3,22 職務代理者職の任期 H15,10,11 ~ H16,10,10																																																																		
職務代理者 (第2順位)	H13,9,29 ~ H17,9,28 職務代理者職の任期 H15,10,11 ~ H16,10,10																																																																		
委 員 (2人)	H13,10,6 ~ H17,10,5 H15,11,20 ~ H19,11,19																																																																		
委員長	H13,3,28 ~ H17,3,27																																																																		
職務代理者	H13,3,28 ~ H17,3,27																																																																		
委 員 (2人)	H13,3,28 ~ H17,3,27																																																																		
補 充 員 (4人)	H13,3,28 ~ H17,3,27																																																																		
代表監査委員	H13,12,25 ~ H17,12,24																																																																		
識者監査委員	H14,12,21 ~ H18,12,20																																																																		
議会選出委員 (2人)	H15,5,16 ~ H16,5,15 H15,5,16 ~ H17,5,15																																																																		
委員長	H15,10,11 ~ H19,10,10																																																																		
職務代理者	H13,12,23 ~ H17,12,22																																																																		
委 員	H13,12,23 ~ H17,12,22																																																																		
委員長	H15,6,25 ~ H18,6,24 委員長職の任期 H15,6,25 ~ H16,6,24																																																																		
職務代理者	H13,12,23 ~ H16,12,22 職務代理者職の任期 H15,6,25 ~ H16,6,24																																																																		
委 員	H13,3,29 ~ H16,3,28																																																																		
委員長	H13,10,1 ~ H17,9,30 委員長職の任期 H15,10,1 ~ H16,9,30																																																																		
職務代理者	H12,10,1 ~ H16,9,30 職務代理者職の任期 H15,10,1 ~ H16,9,30																																																																		
委 員 (3人)	H15,10,1 ~ H19,9,30 H15,10,1 ~ H16,10,18 H14,10,1 ~ H18,9,30																																																																		
委員長	H14,12,24 ~ H18,12,23																																																																		
職務代理者	H14,12,24 ~ H18,12,23																																																																		
委 員 (2人)	H14,12,24 ~ H18,12,23																																																																		
補 充 員 (4人)	H14,12,24 ~ H18,12,23																																																																		
代表監査委員	H13,9,22 ~ H17,9,21																																																																		
議会選出委員	H15,5,1 ~ H17,4,29																																																																		
委員長	H15,8,13 ~ H19,8,12																																																																		
職務代理者	H14,8,12 ~ H18,8,11																																																																		
委 員	H13,8,12 ~ H17,8,11																																																																		
委員長	H15,8,12 ~ H18,8,11 委員長職の任期 H15,8,12 ~ H16,8,11																																																																		
職務代理者	H14,7,7 ~ H17,7,6 職務代理者職の任期 H15,8,12 ~ H16,8,11																																																																		
委 員	H15,4,10 ~ H18,4,9																																																																		

〔協議第46号参考資料〕

総務部会

協 定 項 目	組織機構の取扱い	関 係 項 目	附属機関等	
現 況			備 考	
主な附属機関等				
区 分	四 日 市 市	楠 町		
企画・総務部門		総合計画審議会		
	情報公開審査会	情報公開審査会		
	個人情報保護審議会	個人情報保護審査会		
	四日市大学運営協議会			
		被表彰者選考委員会		
	四日市・天津友好交流協議会			
	(財)四日市国際交流協会評議委員会			
	(財)四日市国際交流協会理事会			
	防災会議	防災会議		
	交通災害共済審査委員会			
	自転車等駐車対策協議会			
	特別職報酬等審議会	特別職報酬等審議会		
	公有財産審査会			
	市有林管理会			
	桜財産区管理会			
	入札監視委員会			
		行政改革協議会		
	住民・福祉部門	同和对策委員会		
		隣保館運営審議会		
		市民会館運営委員会		
社会福祉事務所老人ホーム入所判定委員会		老人ホーム入所判定委員会		
三泗介護認定審査会		三泗介護認定審査会		
長寿社会づくり懇話会		老人保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会		
障害者施策推進協議会		障害者計画策定委員会		
四日市こどもの虐待防止ネットワーク会議				
障害児保育指導委員会				
児童館運営協力委員会				
応急診療所運営委員会				
応急診療所事故対策委員会				
歯科医療センター運営委員会				
歯科医療センター事故対策委員会				
母子保健連絡協議会				
予防接種運営委員会		予防接種健康被害調査委員会		
健康づくり推進協議会		健康づくり推進協議会		
献血推進協議会		献血推進実行委員会		
国民健康保険運営協議会		国民健康保険運営協議会		

〔協議第46号参考資料〕

総務部会

現 況		備 考
区分	四 日 市 市	楠 町
環境部門	住居表示審議会	
	安全なまちづくり推進協議会	
	四日市地域総合会館あさけプラザ運営協議会	
	男女共同参画推進協議会	
	環境計画推進市民会議	
	環境保全審議会	環境保全委員会
	公害健康被害者等療養運営委員会	
	公害健康被害認定審査会	
商工農水部門	公害診療報酬審査委員会	
	ごみ減量等推進審議会	
		廃棄物減量等推進員会議
	労働福祉会館運営委員会	
	勤労者福祉施設運営委員会	
	勤労青少年ホーム運営委員会	
	諏訪公園内拠点施設運営協議会	
	新規産業創出研究会	
	中心市街地活性化基本計画推進協議会	
	経営・生産対策推進会議	
	地区農業推進協議会	
	食肉地方卸売市場運営委員会	
建設・都市計画部門	四日市食肉流通再編統合検討協議会	
	農政審議会	
	都市計画審議会	都市計画審議会
	都市景観審議会	
	花と緑いっぱい審査会	
	開発審査会	
	建築審査会	
	建築紛争調停委員会	
	旅館建築審査会	
	未永・本郷土地区画整理審議会	
市営住宅入居者選考委員会	町営住宅入居者選考委員会	
上下水道部門	排水対策協議会	
	下水道事業運営委員会	下水道審議会
		指定工事店等審査委員会
教育部門		楠町奨学会評議員会
	四日市市奨学会評議員会	
	四日市市奨学会選考委員会	
	科学教育奨学資金奨学生審査委員会	
	小・中学校通学区区域制度等検討委員会	
	就学前教育検討委員会	
	小・中学校通学区区域審議会	
	学校給食共同調理場運営委員会	

[協議第 4 6 号参考資料]

総務部会

現 況		備 考
区 分	四 日 市 市 楠 町	
	社会教育委員会議	
	地区市民センター運営審議会	公民館運営審議会
	生涯学習推進計画四日市プラン推進会議	
	青少年問題協議会	
	少年センター運営協議会	
	少年自然の家運営協議会	
	スポーツ振興審議会	スポーツ振興審議会
	市立博物館資料委員会	
	博物館協議会	
	市美術展覧会運営審議会	
	市美術展覧会審議会	
	文化振興審議会	
	文化功労者選考委員会	
	文化財保護審議会	文化財調査委員会
	障害者就学指導委員会	障害児就学指導委員会
	学びの一体化（小中一貫教育）推進委員会	
	基礎学力定着・向上検討委員会	
	子育て支援運営委員会	
教育集会所運営委員会		
北勢第2地区教科用図書採択協議会		
市立図書館協議会		
消防部門	消防委員会	
	消防団員賞じゅつ金審査委員会	消防賞じゅつ金等審査委員会

関 係 法 令

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（執行機関の義務）

第138条の2 普通地方公共団体の執行機関は、当該普通地方公共団体の条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う。

（執行機関の組織の原則）

第138条の3 普通地方公共団体の執行機関の組織は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、それぞれ明確な範囲の所掌事務と権限を有する執行機関によつて、系統的にこれを構成しなければならない。
 2 普通地方公共団体の執行機関は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、執行機関相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を発揮するようにしなければならない。
 3 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の執行機関相互の間にその権限につき疑義が生じたときは、これを調整するように努めなければならない。

（委員会、委員及び附属機関の設置）

第138条の4 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。
 2 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。
 3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

（委員会及び委員の設置・委員の兼業禁止等）

第180条の5 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。
 一 教育委員会
 二 選挙管理委員会
 三 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会
 四 監査委員
 2 省略
 3 第一項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左の通りである。
 一 農業委員会
 二 固定資産評価審査委員会

4 前三項の委員会若しくは委員の事務局又は委員会の管理に属する事務を掌る機関で法律により設けられなければならないものとされているものの組織を定めるに当たつては、当該普通地方公共団体の長が第158条第1項の規定により設けるその内部組織との間に権衡を失しないようにしなければならない。
 5 普通地方公共団体の委員会の委員又は委員は、法律に特別の定があるものを除く外、非常勤とする。
 6 普通地方公共団体の委員会の委員又は委員は、当該普通地方公共団体に対しその職務に関し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人（当該普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものを除く。）の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。
 7 法律に特別の定めがあるものを除くほか、普通地方公共団体の委員会の委員又は委員が前項の規定に該当するときは、その職を失う。その同項の規定に該当するかどうかは、その選任権者がこれを決定しなければならない。
 8 第143条第2項から第4項までの規定は、前項の場合にこれを準用する。

（附属機関の職務権限・組織等）

第202条の3 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。
 2 附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。
 3 附属機関の庶務は、法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。

〔協議第46号参考資料〕

事	例
<p>< 呉市 ></p> <p>(1) 川尻町役場は、支所とする。ただし、組織については、住民生活に急激な変化を来すことのないよう配慮し、段階的に再編、見直しを図る。</p> <p>(2) 川尻町に置かれている附属機関は、廃止するが、合併後の附属機関の在り方については、必要により適切な措置を行うものとする。</p> <p>< 福山市 ></p> <p>(1) 行政機関の設置及び組織 執行機関の組織については、住民サービスの低下をきたさないよう適切に措置するものとする。 新市町の区域を所管区域とする支所を設置するものとする。</p> <p>(2) 附属機関 福山市と新市町の両方に同種の機関がある場合 新市町に置かれている附属機関は、廃止するが、合併後の附属機関の委員構成については、必要により新市町の実情を考慮に入れて措置を講ずるものとする。 新市町に設置されている機関で、福山市に同種のものがない場合 今後、各種事務事業の取扱いに関する協議と合わせて措置を検討する。</p> <p>< 前橋広域市町村合併協議会 ></p> <p>支所の取扱い 大胡町役場、宮城村役場及び粕川村役場は、支所とする。 支所の組織は、住民生活に急激な変化を来すことのないよう配慮し、合併から5年後を目処に段階的に再編、見直しを行う。</p> <p>附属機関等の取扱い 大胡町、宮城村及び粕川村に置かれている附属機関等は、原則として前橋市の附属機関等に統合するものとする。 なお、独自に置かれている附属機関等については、実態を考慮し整備するものとする。 附属機関等の委員構成については、必要により大胡町、宮城村及び粕川村の地域性に配慮した適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>< 岐阜広域合併協議会 ></p> <p>同種の附属機関等については、原則として統合するものとする。ただし、統合の方法については、岐阜市の附属機関等にあわせるものとする。 また、羽島市、柳津町、笠松町、北方町及び岐南町に独自に置かれている附属機関等については、実態等を考慮し整備するものとする。 なお、各委員の構成等については、適切な措置を講ずるものとする。</p>	

協議第47号

自治会等の取扱いについて

自治会等の取扱いについて次のとおり承認を求める。

平成16年3月9日提出

四日市市・楠町合併協議会
会長 井上哲夫

11

協定項目	自治会等の取扱い
調整の内容	自治会等の組織については、合併後の市の一体性が速やかに確立されるよう、それぞれの実情を尊重しながら、調整に努めるものとする。

[協議第 4 7 号参考資料]

住民・福祉部会

協 定 項 目	自治会等の取扱い	関 係 項 目	自治会等の組織																																			
現 況		備 考																																				
四 日 市 市	桶 町																																					
<p>四日市市自治会連合会</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> 四日市市 自治会 連合会 <small>役員 会長 1 副会長 2</small> </div> <div style="flex-grow: 1;"> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">中部 ブロック</td> <td style="padding: 5px;">連合自治会 (5) 共同・同和 中央・港・浜田</td> <td style="padding: 5px;">自治会 8 8</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">東部 ブロック</td> <td style="padding: 5px;">連合自治会 (3) 橋北・海蔵・羽津</td> <td style="padding: 5px;">自治会 7 4</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">北部 ブロック</td> <td style="padding: 5px;">連合自治会 (6) 富田・富洲原 大矢知・八郷 下野・保々</td> <td style="padding: 5px;">自治会 1 9 5</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">西部 ブロック</td> <td style="padding: 5px;">連合自治会 (5) 三重・泉・桜 川島・神前</td> <td style="padding: 5px;">自治会 1 0 4</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">西南部 ブロック</td> <td style="padding: 5px;">連合自治会 (4) 常磐・四郷 小山田・水沢</td> <td style="padding: 5px;">自治会 1 3 8</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">南部 ブロック</td> <td style="padding: 5px;">連合自治会 (4) 日永・塩浜 内部・河原田</td> <td style="padding: 5px;">自治会 8 1</td> </tr> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">各ブロックから 理事 (1 名) を選出</p> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">各地区から連合自治 会長 (1 名) を選出</p> </div> </div>	中部 ブロック	連合自治会 (5) 共同・同和 中央・港・浜田	自治会 8 8	東部 ブロック	連合自治会 (3) 橋北・海蔵・羽津	自治会 7 4	北部 ブロック	連合自治会 (6) 富田・富洲原 大矢知・八郷 下野・保々	自治会 1 9 5	西部 ブロック	連合自治会 (5) 三重・泉・桜 川島・神前	自治会 1 0 4	西南部 ブロック	連合自治会 (4) 常磐・四郷 小山田・水沢	自治会 1 3 8	南部 ブロック	連合自治会 (4) 日永・塩浜 内部・河原田	自治会 8 1	<p>(桶町字代表者会議)</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding: 5px;">連合自治会等</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">南五味塚</td> <td style="padding: 5px;">自治会 1 2</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">南川</td> <td style="padding: 5px;">自治会 2</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">北五味塚</td> <td style="padding: 5px;">自治会 6</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">小倉</td> <td style="padding: 5px;">自治会 2</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">本郷</td> <td style="padding: 5px;">自治会 7</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">吉崎</td> <td style="padding: 5px;">自治会 1</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">北一色</td> <td style="padding: 5px;">自治会 1</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">丑之新田</td> <td style="padding: 5px;">自治会 1</td> </tr> </table>	連合自治会等		南五味塚	自治会 1 2	南川	自治会 2	北五味塚	自治会 6	小倉	自治会 2	本郷	自治会 7	吉崎	自治会 1	北一色	自治会 1	丑之新田	自治会 1	
中部 ブロック	連合自治会 (5) 共同・同和 中央・港・浜田	自治会 8 8																																				
東部 ブロック	連合自治会 (3) 橋北・海蔵・羽津	自治会 7 4																																				
北部 ブロック	連合自治会 (6) 富田・富洲原 大矢知・八郷 下野・保々	自治会 1 9 5																																				
西部 ブロック	連合自治会 (5) 三重・泉・桜 川島・神前	自治会 1 0 4																																				
西南部 ブロック	連合自治会 (4) 常磐・四郷 小山田・水沢	自治会 1 3 8																																				
南部 ブロック	連合自治会 (4) 日永・塩浜 内部・河原田	自治会 8 1																																				
連合自治会等																																						
南五味塚	自治会 1 2																																					
南川	自治会 2																																					
北五味塚	自治会 6																																					
小倉	自治会 2																																					
本郷	自治会 7																																					
吉崎	自治会 1																																					
北一色	自治会 1																																					
丑之新田	自治会 1																																					

協議第48号

平成16年度四日市市・楠町合併協議会事業計画について

平成16年度四日市市・楠町合併協議会事業計画について、別紙のとおり承認を求める。

平成16年3月9日提出

四日市市・楠町合併協議会
会長 井上哲夫

平成16年度四日市市・楠町合併協議会 事業計画

項 目	事 業 名	内 容
1 合併に関する協議	協議会運営	協議会の開催 随時 幹事会の開催 随時 専門部会・分科会の開催 随時
2 その他	啓発活動	住民説明会の開催 合併協議会だよりの発行 ホームページの運営
	合併準備	法定手続の協議及び調整 合併協定調印式の開催

協議第49号

平成16年度四日市市・楠町合併協議会予算について

平成16年度四日市市・楠町合併協議会予算について、別紙のとおり承認を求める。

平成16年3月9日提出

四日市市・楠町合併協議会
会長 井上哲夫

平成16年度 四日市市・楠町合併協議会予算

歳入

(単位:千円)

款	項	目	予算額	節		説明	
				区分	金額		
1. 分担金及び負担金			37,116		37,116		
	1. 負担金		37,116		37,116		
		1. 負担金		37,116		37,116	
			1. 負担金			37,116	四日市市 30,613 楠 町 6,503
2. 県支出金			4,000		4,000		
	1. 県補助金		4,000		4,000		
		1. 県補助金		4,000		4,000	
			1. 県補助金			4,000	広域行政体制整備事業費補助金
3. 繰越金			1		1		
	1. 繰越金		1		1		
		1. 繰越金		1		1	
			1. 繰越金			1	一般繰越金
4. 諸収入			3		3		
	1. 諸収入		3		3		
		1. 諸収入		3		3	
			1. 預金利子			3	
歳入合計			41,120		41,120		

構成市町負担金内訳

平成12年国勢調査数値

市町名	人口(人)	割合
四日市市	291,105	96.4%
楠 町	10,997	3.6%
計	302,102	100.0%

(円)

市町名	均等割額(3割)	人口割額(7割)	合計
四日市市	5,567,400	25,045,877	30,613,277
楠 町	5,567,400	935,323	6,502,723
計	11,134,800	25,981,200	37,116,000

歳出

(単位:千円)

款	項	目	予算額	節		説明			
				区分	金額				
1.運営費			11,372		11,372				
	1.会議費		3,799		3,799				
		1.会議費		3,799		3,799			
			8.報償費		89		89	参与等報償金 89	
			9.旅 費		1,083		1,083	費用弁償 1,083	
			11.需用費		540		540	消耗品費 350	
								食糧費 40	
								印刷製本費 150	
			12.役務費		68		68	手数料 63 傷害保険料 5	
			13.委託料		1,832		1,832	番組制作委託料 1,832	
			14.使用料及び賃借料		187		187	会場使用料 76	
								駐車場使用料 111	
			2.事務費			7,573		7,573	
				1.事務費		7,573		7,573	
					8.報償費		55		55
	9.旅 費				483		483	普通旅費 483	
	11.需用費				1,291		1,291	消耗品費 961	
								食糧費 30	
								印刷製本費 300	
	12.役務費				1,042		1,042	通信運搬費 772 手数料 270	
13.委託料		270				270	ネットワーク接続委託料 270		
14.使用料及び賃借料		2,000				2,000	複合機借上料 2,000		
19.負担金補助及び交付金		2,412				2,412	臨時職員賃金 1,727		
					事務所管理負担金 685				
27.公課費		20		20	印紙 20				
2.事業費			29,648		29,648				
	1.事業推進費		29,648		29,648				
		1.事業推進費		29,648		29,648			
			9.旅 費		301		301	費用弁償 301	
			11.需用費		12,600		12,600	消耗品費 600	
								印刷製本費 12,000	
								手数料 36	
			13.委託料		16,411		16,411	協議会だより等製作委託料 9,781	
								例規整備委託料 3,200	
								ホームページ運営管理委託料 300	
								住民説明会看板製作委託料 130	
14.使用料及び賃借料		300		300	住民説明会番組制作委託料 3,000				
					会場使用料 150				
					駐車場使用料 150				
3.予備費			100		100				
	1.予備費		100		100				
		1.予備費		100		100			
歳出合計			41,120		41,120				